

## 総合評価書要旨

### 1. 政策評価の対象とした政策

青少年インターネット環境整備の総合的推進  
(青少年インターネット環境整備基本計画)

### 2. 評価対象期間

平成 27 年度から平成 29 年度

### 3. 政策の概要・目的

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成 20 年法律第 79 号)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(第 3 次)(平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「基本計画」という。)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めており、本基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して、分野Ⅰ「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進」、分野Ⅱ「青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及」、分野Ⅲ「青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援」、分野Ⅳ「その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策」に取り組むこととされている。

分野Ⅰについては、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発のため、「青少年のインターネット利用環境実態調査」(以下「実態調査」という。)による実態把握や各種普及啓発に関する施策を推進し、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動を図る。

分野Ⅱについては、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、実態調査や各種普及啓発に関する施策を実施し、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図る。

分野Ⅲについては、民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを実施し、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める。

分野Ⅳについては、ⅠからⅢ記載の事項のほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な取組として、諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施する。

#### 4. 評価結果の概要

本施策については、各分野ともに必要性、有効性・効率性が認められるところであり、大きな問題が生じているものではないことから、来年度以降も継続する。

分野Ⅰのうち、実態調査については、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援につき新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また各種普及啓発に関する施策については、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映するなど時宜にかなった創意工夫を継続的に実施したほか、各地域において様々なインターネットリテラシーの普及に関する取り組みが開始され、国として各地域における取組をバックアップした成果が表れているところである。

分野Ⅱのうち、実態調査については、フィルタリング普及促進に当たっては従前の利用率拡大の推進に加え、ユーザー視点に寄り添ったフィルタリングの在り方を進めるべきとの新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また、各種普及啓発については分野Ⅱと同様の成果が上がっているところである。

分野Ⅲについては、分野Ⅰ及びⅡの各普及啓発に関する施策と同様である。

分野Ⅳについては、諸外国における青少年インターネット環境整備状況につき、他に類例を見ない知見収集手段として有効であることが明らかになったところである。

#### 5. 今後の取組方針等

分野ⅠからⅣまでの各施策の内容は、最終的な政策目標である青少年のインターネット環境の整備に真に資するものでなければならぬことは言を俟たず、今後も基本計画第1-2-(5)記載の通り、諸般の情勢と実証的なエビデンスに基づきPDCAサイクルを意識して不断の見直しを続ける必要がある。

今回の評価結果については、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」における検討会報告書の策定過程における議論を踏まえたものであり、当該検討会報告書における提言を踏まえて平成30年度中に子ども・若者育成支援推進本部が策定する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」に反映されることとなる。

## 総合評価書

<b>1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号）</b> 青少年インターネット環境整備の総合的推進 （青少年インターネット環境整備基本計画）																			
<b>2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号）</b> 政策統括官（共生社会政策担当）	<b>3. 作成責任者</b> 参事官（青少年環境整備担当） 堀 誠司																		
<b>4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号）</b> 平成 30 年 8 月	<b>5. 評価対象期間</b> 平成 27 年度から平成 29 年度																		
<b>6. 政策の概要</b> <p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「基本計画」という。）においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めており、本基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進することとされている。</p>																			
<b>7. 達成すべき目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進</li> <li>○ 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及</li> <li>○ 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援</li> <li>○ その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策</li> </ul> <p>（参考）青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）第 2～第 5</p>																			
<b>8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">27 年度</th> <th style="width: 20%;">28 年度</th> <th style="width: 20%;">29 年度</th> <th style="width: 20%;">30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td style="text-align: center;">15,044 百万円の 内数</td> <td style="text-align: center;">16,217 百万円の 内数</td> <td style="text-align: center;">11,090 百万円 の内数</td> <td style="text-align: center;">11,147 百万円の 内数</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td style="text-align: center;">14,948 百万円の 内数</td> <td style="text-align: center;">16,264 百万円の 内数</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部予算について、別の枠組みの予算と一体として執行されているため、執行額が多く記されている。</p>						27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	予算額	15,044 百万円の 内数	16,217 百万円の 内数	11,090 百万円 の内数	11,147 百万円の 内数	執行額	14,948 百万円の 内数	16,264 百万円の 内数	—	—
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度															
予算額	15,044 百万円の 内数	16,217 百万円の 内数	11,090 百万円 の内数	11,147 百万円の 内数															
執行額	14,948 百万円の 内数	16,264 百万円の 内数	—	—															
<b>9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 号）</b> <p>各政策について、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備のために必要性を有しているか（①必要性）、各政策が関連する費用に見合う効果を得られているか（②効率性及び有効性）、また政策の推進において、必要に応じ、他省庁、地方公共団体、民間事業者等との連携が図られているか（③関係部局間の連携）という観点について、評価を</p>																			

行う。

## 10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条1項4号）

### （1）政策効果の把握の手法

基本計画に掲げた各種施策の進捗状況について、各年度のフォローアップ結果及び「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」（平成30年4月24日決定。以下「検討会報告書」という。）を基に、主な政策について評価する。

### （2）分野別評価

#### I. 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

##### ① 目標・目的

青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、PDCAサイクルを意識して、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発を推進するとともに、青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援や、ベストプラクティス等に係る情報の共有・集約化を促進・支援する施策を実施する。

また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る。

##### ② 具体的施策

- ア 青少年のインターネット利用環境実態調査
- イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム
- ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動
- エ 普及啓発リーフレット
- オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

##### ③ 政策効果の発現状況

###### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

基本計画の第6-4において「青少年のインターネット利用環境実態調査等によりできる限り定量的な検証」を行うこととされており、毎年、青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施し、インターネットを利用する機器、利用内容、利用時間等について集計・分析を行っている。

調査結果は政府統計として公表しており、内閣府に限らず、関係省庁及び地方自治体における政策立案並びに民間事業者等の自主的取組において、信頼性の高いデータとして活用されている。

また、平成29年には試行的に0歳から9歳の子供の保護者を対象とした「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」（以下「低年齢調査」という。）

を実施し、集計結果をホームページで公開するとともに、第36回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会においては、調査結果の分析データを用い、低年齢層の子供の保護者に対する教育・啓発のあり方を議論する素材として活用した。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画において、以下の内容が示されている。

- 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるにあたり、関係機関、青少年のインターネット利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。(青少年インターネット環境整備法7条)
- 民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCAサイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める・・・(基本計画第4-1)
- ...施策の実施にあたっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことを鑑み、地方公共団体と共に、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める(基本計画第6-2)

上記連携体制の構築に向け、内閣府では、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催し、有識者による連携体制構築の好事例に関する講演や地域における青少年インターネット利用環境整備に向けた課題を討議するなど、連携体制構築に向けた動きを後押ししてきた。

「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」事業概要等	
目的	地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるようにするための連携体制構築。
開催回数	年3回
参加人数	各200名程度(各会場の状況等により変更あり。)
参加対象	県青少年担当部局、教育委員会、県警察、総合通信局、民間事業者、PTA、民間団体等の関係者(フォーラム後の連携体制構築を見据えて参加者を募る。)

本フォーラム事業を契機として、

- 県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策(H27/岡山県)
- 県と民間団体が連携した情報化社会における青少年健全育成指導者養成事業(H29/鹿児島県)

が開始されるなど、連携体制構築に向けた効果が表れている。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

近年、青少年が、スマートフォンやSNSの利用に伴い、犯罪やトラブルに巻き込まれる問題が増加している。

青少年がそのようなリスクを理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えるため、青少年及び保護者、学校等の関係者、事業者等が連携協力し、青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・入学の時期に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、関係省庁と共に啓発活動等の取組を展開しているところである。

一斉行動期間中、関係省庁連名でP T A宛てに協力依頼文を发出しているほか、

- 内閣府では、都道府県・指定都市等の取組結果の集約及び政府広報を活用した普及啓発活動
- 総務省では、「e ネットキャラバン」を中心とした普及啓発活動
- 経済産業省では、大手家電量販店におけるポスターの掲出

等を実施し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に向けた取組を推進している。

特に平成 29 年度は、座間市における事件の発生を受け、関係閣僚会議において再発防止策が取りまとめられたことから、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として名称変更した上で、12 月から期間を延長して前倒し実施し、関係省庁等がそれぞれ工夫した啓発活動を実施した。

内閣府においても、特に政府広報の充実に努め、例年実施していたラジオ定時番組や新聞突き出し広告に加え、BSテレビや首相官邸LINEなど、新たなメディアを活用した啓発活動を展開し、例年以上に幅広い国民層への周知に努めた。

#### エ 普及啓発リーフレット

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための基本的な計画」（第2次）（平成 24 年 7 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定）において、「保護者に対する青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための重点的な啓発活動を行うこと」が盛り込まれたことに伴い、平成 24 年度以降、関係省庁連名による保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、毎年度、青少年のインターネット利用環境の変化や法改正に伴って内容を見直し、内閣府ホームページで公開している。

<内閣府で作成したリーフレット>

年度	公開時期	リーフレット名
平成 24 年度	平成 25 年 3 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様を有害情報から守るために」
平成 25 年度	平成 26 年 1 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」
平成 26 年度	平成 27 年 3 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様が安全に安心してインターネット

		トを利用するために保護者ができること」
平成 27 年度	平成 27 年 6 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」 ○ 事業者向け普及啓発リーフレット 「インターネット上の危険から子供を守るために」
平成 28 年度	平成 29 年 1 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」
平成 29 年度	平成 29 年 11 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために今、保護者ができること」

特に平成 29 年度は、フィルタリングの利用促進を目的とした、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 75 号。以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。）の成立を受け、保護者に対して同法の内容を詳細に周知するものとした。

加えて、インターネットに関する知識の有無にかかわらず、受け取った国民に理解してもらいやすい内容とすべく、有識者と数度にわたる検討を行い、「分かりやすさ、見易さ」を追求した結果、各方面から「リーフレットを活用したい。」との問い合わせが多く寄せられた。

さらに、誰もが自由に頒布できるよう、リーフレットに配付元を追記できるデータを準備し、同データの活用について広く呼びかけたところ、「印刷は自分たちでするので、データを送ってもらいたい。」など、多くの反響があり、予算措置以上の啓発効果が見られた。

#### オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、青少年の非行・被害防止について国民の理解を深めるため、広報啓発を始めとした各種取組を全国で集中的に実施するもので、青少年が非行の兆しを持ち、あるいは様々な被害に遭いやすい夏休み時期である 7 月に毎年実施しており、平成 27 年度から平成 29 年度までの間は、重点課題の一つに「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害対策の推進」を掲げている。

平成 29 年は、4 月に犯罪対策閣僚会議において「子供の性被害防止プラン」が決定されたことを受け、「子供の性被害の防止」を最重点課題に設定し、その中で SNS 等に起因する犯罪から青少年を守るための教育・啓発、フィルタリングの利用促進の働きかけを盛込んだ。

これを受け、内閣府では、月間中に「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマ

とする「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を初めて開催し、SNS等に起因する被害から青少年を守るためにリテラシー教育が必要であること、リスク回避の手段としてのフィルタリングの普及が重要であることなどについて議論がなされた。

本シンポジウムは、国民の関心の高さから定員を超える申し込みがあり、参加者アンケートにおいても、約7割から「初めて知ったことがあった。」「何か取り組んでみよと思った。」との回答を得、参加者の意識啓発に大きく影響を与えた。

平成 29 年度「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」事業概要等	
目的	青少年の非行・被害防止について国民の理解と関心を深め、機運を盛り上げる。
日時	平成 29 年 7 月 3 日(月)午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
場所	東京都千代田区永田町 2-4-1 都市センターホテル
参加者	少年補導員や防犯ボランティア等を始めとした一般の方 (約 190 名参加)
テーマ	子供の性被害の根絶を目指して

また、内閣府特命担当大臣が定める月間の実施要綱に基づき、関係省庁、地方自治体、協力・協賛団体は、各々の活動を展開しているが、「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害対策の推進」に係る取組みとして、地方自治体においては、

- 携帯電話販売店に対する立入調査
- 県独自のインターネット利用調査
- 保護者・青少年等に対する情報モラル教室の開催

などが行われ、月間を実施することで、青少年インターネット環境整備に向けた取組が活発化された。

#### ④ 政策に対する評価

##### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

実態調査（平成 29 年度）によれば、青少年（満 10 歳から満 17 歳）のインターネット利用率は 8 割を超えており、低年齢調査によれば、0 歳から満 9 歳の子供の約 4 割がインターネットを利用している結果となっている等、いまや青少年の生活にインターネットの利用は不可欠となっている。したがって、3 年ごとの基本計画の見直しには、正確かつ定量的なデータ取得のため、本調査の継続が必要である。

また、検討会報告書においては実態調査及び低年齢調査の分析結果を踏まえ、低年齢層の子供の保護者に対するインターネット利用に関する啓発が必要であるとの方向性が示されていることから、本調査は政府の新たな政策決定に大きく寄与していると認められ、今後も必要な見直しを加えながら、実施していく必要がある。

#### イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

近年、スマートフォンに代表される新しい通信機器、公衆無線LANを始めとする新しいネットワーク、LINEなどの新たなサービスが出現し、青少年及びその保護者は、激しいインターネット環境の変化にさらされており、その対策は急務となっている。

これに対応するためには、地方自治体、教育関係者、民間団体等が、その地方における青少年インターネット環境整備上の問題の共有や協働による対策を講じることが必要であるが、

- 地方による取組みに温度差がある
- 関係行政機関の連携が不十分な地方がある

という実情がある。

よって内閣府では、本フォーラムが連携体制構築に向けたキックオフとしての意義を持ったものとするため、開催前の事前アンケートにより各地域における課題を取り上げるとともに、関係機関が連携して課題を解決する方策をフォーラムのテーマとして設定するといった工夫を行ってきた。

さらに、事業の実効性を高めるため、フォーラム開催後の連携体制構築に向けた取組についてフォローアップを行っているところである。

#### ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

実態調査（平成29年度）によると、青少年（満10歳から満17歳）のインターネット利用時間は増加しているものの、フィルタリングの利用率は5割に満たず、フィルタリングが活用されているとは言い難い状況にある。

さらに、平成29年の警察庁統計によると、SNS等に起因して児童ポルノ及び児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったことが明らかとなった上、座間市における事件も発生したことから、これら事犯から青少年を守るため、家庭でのルール作りを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組も、依然として重要な課題となっている。

以上から、引き続き、本一斉行動を通じて、関係省庁や地方自治体、青少年育成団体等と連携し、スマートフォンやソーシャルメディアを始めとしたインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動を推進するとともに、青少年を有害情報から守るためのフィルタリングの利用促進に向けた啓発活動を集中的に実施する必要がある。

#### エ 普及啓発リーフレット

フィルタリングの普及促進のため、平成30年2月に「改正青少年インターネット環境整備法」が施行された。

また、検討会報告書では、利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの必要性が指摘されており、今後それに沿った様々な取組が実施されることが予想される。

さらに、平成29年の警察庁統計によると、SNS等に起因して児童ポルノ及び

児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったことが明らかとなった上、座間市における事件も発生したことから、これらの事犯から青少年を守るため、家庭でのルール作りを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組も、依然として重要な課題となっている。

したがって、今後も引き続き、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に資するタイムリーな普及啓発資料を作成・更新していく必要がある。

#### オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

平成 29 年の警察庁統計によると、SNS 等に起因して児童ポルノ及び児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったほか、座間市における事件が発生するなど、青少年をインターネット利用に係る犯罪被害等から守るための取組は、喫緊の課題となっている。

月間を主唱している内閣府においては、上記情勢を鑑み、平成 30 年度以降も月間の重点課題を見直しつつ、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための総合的な取組を継続的に推進する必要がある。

内閣府が実施するシンポジウムにおいても、青少年の非行・被害に関する情勢やこれに対する政府全体での取組を踏まえて、テーマを設定していく予定である。

なお、平成 29 年度の参加者アンケートで「意識は高まったがどうしたらいいかわからない」等の意見もあったことから、今後は、講演者に対して参加者目線の具体的な発表内容を依頼するなど、参加者の行動変容にも寄与できるよう、シンポジウムの運営方法を改善する予定である。

## II. 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

### ⑤ 目標・目的

社会全体で「子供達を守り育てる」という原点に立ち返り、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、事業者によるフィルタリング提供義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

### ⑥ 具体的施策

#### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

- イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム
- ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動
- エ 普及啓発リーフレット
- オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

#### ⑦ 政策効果の発現状況

##### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

本実態調査の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－アで述べたとおりである。

なお、本分野における効果を追記すると、フィルタリング利用率、フィルタリングの認知率の他、スマートフォン・携帯電話でフィルタリングを利用していない理由、フィルタリングを解除した理由の項目を集計し、報告書として内閣府ホームページに公開している。

また、第35回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会においてはフィルタリングに関する回答の分析データを用い、フィルタリングに求められる選択の多様性に関する議論を行った。

##### イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

本フォーラムの効果の発現状況は分野Ⅰ－③－イで述べたとおりである。

なお、それぞれのフォーラムにおいて、フィルタリングの利用促進が、青少年による有害情報閲覧機会の最小化の有効手段であることが取り上げられており、分野Ⅰ－③－イ記載のとおり、岡山県ではフォーラムをきっかけに県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策が取り組まれている。

##### ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

本一斉行動の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－ウで述べたとおりである。

##### エ 普及啓発リーフレット

本リーフレットの効果の発現状況は分野Ⅰ－③－エで述べたとおりである。

##### オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

本月間の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－オで述べたとおりである。

#### ⑧ 政策に対する評価

##### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

実態調査の評価については分野Ⅰ－④－アで述べたとおりである。

なお、検討会報告書では、スマートフォンにおける取組に関して「フィルタリングの設定の複雑さや利用の不便さ、青少年が利用したいサイト・アプリを使用できないこと等」が指摘されており、「利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現に向けた取組」が必要であるとの方向性が示されている。

よって、本調査は政府の新たな政策決定に大きく寄与していると認められ、今後も必要な見直しを加えながら、実施していく必要がある。

##### イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

本フォーラムの有効性については分野Ⅰ－④－イで述べたとおりである。

なお、既述のとおり、フィルタリングの利用促進が、青少年による有害情報閲覧機会の最小化の有効手段であるにもかかわらず、その普及が伸び悩んでいることから、引き続き、フォーラムで討議すべき事項であると考えます。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

本一斉行動に対する評価は分野Ⅰ－④－ウで述べたとおりである。

エ 普及啓発リーフレット

本リーフレットに対する評価は分野Ⅰ－④－エで述べたとおりである。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

本月間の評価は分野Ⅰ－④－オで述べたとおりである。

Ⅲ. 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

⑨ 目標・目的

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCA サイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める。

⑩ 具体的施策

青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

⑪ 政策効果の発現状況

本フォーラムの効果の発現状況については、Ⅰ－③－イ及びⅡ－⑦－イで述べたとおりである。

⑫ 政策に対する評価

本フォーラムに対する評価については、Ⅰ－④－イ及びⅡ－⑧－イで述べたとおりである。

Ⅳ. その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

⑬ 目標・目的

ⅠからⅢ記載の事項のほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な取組を推進する。

⑭ 具体的施策

諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査

⑮ 政策効果の発現状況

基本計画の第5-5-(2)において「青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。」と定められており、平成27年度は、アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関係する民間事業者による青少年保護に関する取組について調査を実施、平成29年度は、アメリカ及び韓国における青少年のインターネット環境整備状況等の調査を実施し、報告書を内閣府ホームページにおいて公開している。

⑩ 政策に対する評価

本テーマに係る調査研究は他に類例がなく、国会答弁において本調査結果が引用された実績がある。(平成29年4月10日 第193回国会 決算行政監視委員会第二分科会 内閣府石原副大臣答弁)

以上のことから、外国における違法・有害情報に関する法制度や取組事例等を調査研究し、我が国における施策の効果的な推進に資するためのデータを今後も継続的に取得する必要がある。

**11. 政策評価の結果（法第10条第1項第7号）**

本施策については、各分野ともに必要性、有効性・効率性が認められるところであり、大きな問題が生じているものではないことから、来年度以降も継続する。

分野Ⅰのうち、実態調査については、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援につき新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また各種普及啓発に関する施策については、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映するなど時宜にかなった創意工夫を継続的に実施したほか、各地域において様々なインターネットリテラシーの普及に関する取組が開始され、国として各地域における取組をバックアップした成果が表れているところである。

分野Ⅱのうち、実態調査については、フィルタリング普及促進に当たっては従前の利用率拡大の推進に加え、ユーザー視点に寄り添ったフィルタリングの在り方を進めるべきとの新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また、各種普及啓発については分野Ⅰと同様の成果が上がっているところである。

分野Ⅲについては、分野Ⅰ及びⅡの各普及啓発に関する施策と同様である。

分野Ⅳについては、諸外国における青少年インターネット環境整備状況につき、他に類例を見ない知見収集手段として有効であることが明らかになったところである。

他方で、分野ⅠからⅣまでの各施策の内容は、最終的な政策目標である青少年のインターネット環境の整備に真に資するものでなければならないことは言を俟たず、今後も基本計画第1-2-(5)記載の通り、諸般の情勢と実証的なエビデンスに基づきPDC Aサイクルを意識して不断の見直しを続ける必要がある。

なお、スマートフォンやアプリ・公衆無線LANなどの利用が急速に拡大する状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図ることを目的とする改正青少年インターネット環境整備法が、本年2月1日に施行され、これにより、携帯電話の販売事業者に対して、契約締結時における、青少年へのフィルタリングに関する確認や説明、フィルタリングの設定を行う義務などが、新たに課せられた。10-II-⑥に記載の各施策の遂行にあっても、今後は本改正を

踏まえたフィルタリングの更なる利用促進を図っていく予定である。

今回の評価結果については、検討会報告書の策定過程における議論を踏まえたものであり、当該検討会報告書における提言を踏まえて平成 30 年度中に子ども・若者育成支援推進本部が策定する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 4 次）」に反映されることとなる。

#### 12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催し、施策の進捗状況の報告及び検討を行った。

【開催状況】平成 27 年度：3 回、平成 28 年度：3 回、平成 29 年度：5 回

#### 13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・ 青少年インターネット環境整備基本計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai3ji\\_keikaku.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai3ji_keikaku.pdf)

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 75 号) 概要

[http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_torikumi/pdf/hourei/h29\\_75-gaiyou.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/pdf/hourei/h29_75-gaiyou.pdf)

- ・ 平成 27 年度フォローアップ結果

(平成 28 年 6 月 第 31 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 平成 28 年度フォローアップ結果

(平成 29 年 4 月 第 34 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 平成 29 年度フォローアップ結果

(平成 30 年 4 月 第 39 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（平成 30 年 4 月 24 日決定）

- ・ 青少年のインターネット利用環境実態調査

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)

- ・ 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_child.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_child.html)

- ・ 普及啓発リーフレット集

[http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/leaflet.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html)

(注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。

## 総合評価書要旨

### 1. 政策評価の対象とした政策

障害者施策の総合的推進

### 2. 評価対象期間

平成 25 年度から 29 年度

### 3. 政策の概要・目的

障害者基本計画(第3次)(以下「基本計画」という。)に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

### 4. 評価結果の概要

基本計画の計画期間は平成 25 年度から 29 年度であり、最終年度を含む計画期間全体を通じた基本計画の実施状況については、今後、計画期間の満了時点における成果目標の達成状況等の把握を行った上で、障害者政策委員会において最終的な監視を行う予定である。

このため、現時点で計画期間全体を対象とした最終的な評価を行うことは困難であるが、これまでに把握している施策の実施状況に照らせば、政策としては一定程度進展が見られた。

### 5. 今後の取組方針等

今後、本評価結果も踏まえて障害者基本計画(第4次)の推進や実施状況の監視を行うなど、障害者施策の円滑かつ効果的な推進に資することとする。

## 総合評価書

<b>1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号）</b> 障害者施策の総合的推進					
<b>2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号）</b> 政策統括官（共生社会政策担当）			<b>3. 作成責任者</b> 参事官（障害者施策担当） 寺本 琢哉		
<b>4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号）</b> 平成 30 年 8 月			<b>5. 評価対象期間</b> 平成 25 年度から 29 年度		
<b>6. 政策の概要</b> 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき策定された障害者基本計画（第 3 次）（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
<b>7. 達成すべき目標</b> 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。 (参考) 基本計画 [II 基本的な考え方 1. 基本理念]					
<b>8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）</b>					
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
予算額	1,602,386 (93)	1,623,077 (99)	1,723,301 (97)	1,813,932 (98)	1,925,549 (104)
執行額	1,526,541 (72)	1,526,852 (83)	1,631,465 (90)	1,725,949 (69)	—
※ 括弧内は内閣府予算額。					
<b>9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 項）</b> 基本計画に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているか等の総合的な観点から評価を行う。評価に当たっては、基本計画の別表に掲げる関連成果目標の達成状況も参考とする。					
<b>10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条 1 項 4 号）</b> 基本計画の実施状況については、障害当事者、学識経験者等により構成される障害者政策委員会において監視を行うこととしている。 基本計画の計画期間は平成 25 年度から 29 年度であり、最終年度（29 年度）を含む計画期間全体を通じた基本計画の実施状況については、今後（本年秋頃を予定）、計画期間の満了時点における成果目標の達成状況等の把握を行った上で、障害者政策委員会において最終的な監視を行う予定である。このため、現時点で計画期間全体を対象とした最終的な評価を行うことは困難であるが、現時点における評価結果は次項に掲げるとおりである。					
<b>11. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号）</b> 前項に記載のとおり、今後、計画期間の満了時点における成果目標の達成状況等の把握を行った上で、障害者政策委員会で基本計画の実施状況の最終的な監視を行うことを予定して					

いるが、これまでに把握している施策の実施状況は次のとおりであり、政策としては一定程度進展が見られた。

## 【施策の実施状況】

### 1. 生活支援

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を行った。

#### [施策例]

- 総合的な相談支援を提供する体制の整備
- 在宅サービスの量的・質的充実
- 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築
- 障害福祉サービス等の提供者に対し必要な指導を行う者の養成
- 福祉専門職等の養成、確保
- 良質で安価な福祉用具の研究開発の推進 等

### 2. 保健・医療

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図った。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組んだ。あわせて、難病に関する施策を推進した。

#### [施策例]

- 地域医療体制等の充実
- 精神障害者が地域で生活できる社会資源の整備
- 革新的な医薬品・医療機器の開発の促進
- 専門的な技術及び知識を有する医学的リハビリテーションの人材の確保
- 難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発の推進
- 療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保 等

### 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生

社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築した。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進した。

[施策例]

- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実
- 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上
- 各大学等における支援体制の整備を促進
- 障害者が地域において文化芸術活動・スポーツに親しむことができる施設・設備の整備
- パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化 等

#### 4. 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進した。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援した。

[施策例]

- 障害者雇用率制度を中心とした障害者雇用の促進
- 雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援
- 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の推進
- 福祉的就労の底上げ
- 年金・諸手当の支給や各種税制上の優遇措置を運用した経済的自立の支援 等

#### 5. 生活環境

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進した。

[施策例]

- 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
- 公共交通機関、公共的施設等のバリアフリー化
- 日常生活製品等のユニバーサルデザイン化
- 歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータの整備の促進 等

## 6. 情報アクセシビリティ

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進した。

### [施策例]

- 障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供の促進
- 字幕放送、解説放送、手話放送等の普及
- 手話通訳者等の人材の育成・確保等を通じたコミュニケーション支援の充実
- 公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組の促進 等

## 7. 安全・安心

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るとともに、東日本大震災の被災地における障害者に配慮した復興施策を推進した。

### [施策例]

- 障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備の促進
- 被災地における安定的な障害福祉サービスの提供
- ファックスやEメール等による緊急通報の利用の促進
- 障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備 等

## 8. 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された「障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として制定された障害者差別解消法（障害者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供等を規定しており、平成25年に成立し、平成28年から施行されている。）等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んだ。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を進めた。

### [施策例]

- 障害者差別解消法の円滑な施行
- 相談・紛争解決等を実施する体制の充実
- 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援 等

## 9. 行政サービス等における配慮

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の

促進に努めるとともに、障害者とその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を行った。

[施策例]

- 行政機関の窓口等における障害者への配慮の徹底
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与
- 刑事事件手続の運用における障害者の意思疎通等に関する適切な配慮
- 各種の国家資格試験等における必要な配慮 等

10. 国際協力

障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組への積極的な参加、国際協力の推進、障害者団体等による国際交流の推進等を進めた。また、障害者権利条約について、その早期締結に向け、必要な手続を進めた。

[施策例]

- 国際的な非政府機関における障害者のための取組への積極的な参加
- 開発途上国で障害分野の活動に携わる組織・人材の能力向上
- 国際機関や外国政府等の障害者施策に関わる情報の収集・提供
- 文化芸術活動、スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流の支援 等

【基本計画における関連成果目標】

1. 生活支援

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	2.9 万人 (平成 17～23 年度)	0.4 万人	1.6 万人 (平成 25 年度末～29 年度)
福祉施設入所者数	14.6 万人 (平成 17 年度)	11.8 万人	11.5 万人 (平成 29 年度)
障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を設置している市町村数	1、629 市町村 (平成 24 年度)	(自立支援)協議会の設置 (1、669 市町村)	全市町村 (平成 29 年度)
訪問系サービスの利用時間数	494 万時間 (平成 24 年度)	575 万時間	720 万時間 (平成 29 年度)
日中活動系サービスのサービス提供量	893 万人日分 (平成 24 年度)	1,110 万人日分	1,226 万人日分 (平成 29 年度)

療養介護事業の利用者数	1.9 万人分 (平成 24 年度)	2 万人分	2.1 万人分 (平成 29 年度)
短期入所事業のサービス提供量	26 万人日分 (平成 24 年度)	31 万人日分	38 万人日分 (平成 29 年度)
相談支援事業の利用者数	計画相談支援 2.6 万人 (平成 24 年度)	13.6 万人	24.0 万人 (平成 29 年度)
	地域移行支援 0.05 万人 (平成 24 年度)	0.05 万人	0.4 万人 (平成 29 年度)
	地域定着支援 0.1 万人 (平成 24 年度)	0.2 万人	0.7 万人 (平成 29 年度)

## 2. 保健・医療

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
統合失調症の入院患者数	18.5 万人 (平成 20 年度)	16.4 万人 (平成 26 年度)	15 万人 (平成 26 年度)
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合	43.6% (平成 23 年)	59.7% (平成 27 年労働安全衛生調査(実態調査))	100% (平成 32 年)
入院中の精神障害者のうち、1 年未満入院者の平均退院率	71.2% (平成 20 年度)	72.0% (平成 25 年度)	76% (平成 26 年度)
入院中の精神障害者のうち、高齢長期退院者数	各都道府県において算出	各都道府県において算出	各都道府県において算出した値を元に設定
障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9% (平成 23 年度)	同左	90% (平成 34 年度)

## 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
-----	----------------	---------------------	-----

特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率	76.2% (平成 24 年度)	81.9%	80%以上 (平成 29 年度)
特別支援教育に関する教員研修の受講率	72.1% (平成 24 年度)	75.9%	80%以上 (平成 29 年度)
特別支援教育に関する校内委員会の設置率	85.6% (平成 24 年度)	86.8%	90%以上 (平成 29 年度)
特別支援教育コーディネーターの指名率	86.8% (平成 24 年度)	87.1%	90%以上 (平成 29 年度)

#### 4. 雇用・就業等

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
公共職業安定所における就職件数（障害者）	27 万件 (平成 20～24 年度の累計)	9.0 万件	37 万件 (平成 25～29 年度の累計)
障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0% (平成 22 年度)	70.7%	65.0% (平成 29 年度)
障害者の委託訓練修了者における就職率	43.8% (平成 22 年度)	47.9%（平成 29 年度までに段階的に目標を引き上げる。平成 27 年度目標は 51%）	55.0% (平成 29 年度)
一般就労への年間移行者数	5,675 人 (平成 23 年度)	1.4 万人 (平成 27 年度)	1.6 万人 (平成 29 年度)
就労継続支援 B 型等の平均工賃月額	13,586 円 (平成 23 年度)	15,033 円 (平成 27 年度)	16,062 円 (平成 29 年度)
就労移行支援の利用者数	45.6 万人日分 (平成 24 年度)	54.2 万人日分	77.7 万人日分 (平成 29 年度)
就労継続支援 A 型の利用者数	53.2 万人日分 (平成 24 年度)	115.6 万人日分	123.2 万人日分 (平成 29 年度)
50 人以上規模の企業で雇用される障害者数	38.2 万人（従業員 56 人以上企業） (平成 24 年)	45.3 万人 (平成 27 年 6 月 1 日)	46.6 万人 (平成 29 年)
公的機関の障害者雇用率	国の機関：2.31% 都道府県の機関：2.43%	国の機関： 40 機関全てで達成 都道府県の機関：	全ての公的機関で雇用率達成 (平成 29 年度)

	市町村の機関：2.25% 都道府県等の教育委員会：1.88% (平成24年)	156機関中146機関で達成 市町村の機関： 2,344機関中2,028機関が達成 都道府県の教育委員会等： 119機関中88機関が達成 (平成27年6月1日)	
50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	1.7万人(従業員56人以上企業) (平成24年)	2.8万人 (平成27年6月1日)	3.0万人 (平成29年)
地域障害者職業センター	支援対象者数： 14.8万人 (平成20～24年度の累計)	9.5万人 (平成25～27年度の累計)	14.7万人 (平成25～29年度の累計)
障害者就業・生活支援センター	利用者の就職件数： 1.5万件 (平成24年度)	1.9万人	2.0万件 (平成29年度)
	定着率：71.8% (平成24年度)	76.5%	75% (平成29年度)
ジョブコーチ養成数・支援	ジョブコーチ養成数： 5,300人 (平成24年度)	7,696人	9,000人 (平成29年度)
	ジョブコーチ支援支援終了後の定着率： 86.7% (平成24年度)	87.6%	80%以上 (平成29年度)
精神障害者総合雇用支援	(支援終了後の復職・雇用継続率 83.3% (平成24年度))	86.1%	75%以上 (平成29年度)

## 5. 生活環境

事項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成28年度調べ)	目標値
----	----------------	-------------------	-----

グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	8.2万人 (平成24年度)	102,288人 (平成28年3月)	12.2万人 (平成29年度)
一定の旅客施設のバリアフリー化率 <sup>i</sup>	①81% (平成23年度末)	86.1%	約100% (平成32年度末)
	②93% (平成23年度末)	93.6%	約100% (平成32年度末)
	③78% (平成23年度末)	83.0%	約100% (平成32年度末)
特定道路におけるバリアフリー化率 <sup>ii</sup>	77% (平成23年度末)	86%	約100% (平成32年度末)
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 <sup>iii</sup>	園路及び広場：48% (平成23年度末)	49%	約60% (平成32年度末)
	駐車場：44% (平成23年度末)	46%	約60% (平成32年度末)
	便所：33% (平成23年度末)	35%	約45% (平成32年度末)
特定路外駐車場のバリアフリー化率 <sup>iv</sup>	47% (平成23年度末)	57.8%	約70% (平成32年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 <sup>v</sup>	50% (平成23年度末)	56%	約60% (平成32年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	18% (平成23年度末)	11%	約30% (平成32年度末)
車両等のバリアフリー化率 <sup>vi</sup>	①53% (平成23年度)	65.2%	約70% (平成32年度末)
	②38% (平成23年度)	50.1%	約70% (平成32年度末)
	③3% (平成23年度)	5.9%	約25% (平成32年度末)
	④13,099台 (平成23年度)	15,026台	約28,000台 (平成32年度末)
	⑤21% (平成23年度)	36.6%	約50% (平成32年度末)

	(平成 23 年度)		(平成 32 年度末)
	⑥86%	96.3%	約 90%
	(平成 23 年度)		(平成 32 年度末)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16% (平成 20 年度)	— (5 年ごとに調査)	28% (平成 32 年度)
高齢者（65 歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率）	37% (平成 20 年度)	— (5 年ごとに調査)	75% (平成 32 年度)
高齢者（65 歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（高度のバリアフリー化率）	9.5% (平成 20 年度)	— (5 年ごとに調査)	25% (平成 32 年度)

- i 1 日当たりの平均的な利用客数が 3,000 人以上である全ての旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、①段差解消、②視覚障害者誘導用ブロックの整備、③障害者対応型便所の設置がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。
- ii バリアフリー法に規定する特定道路\*のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。  
\*特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。
- iii 特定公園施設（バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。
- iv 特定路外駐車場（駐車のために供する部分が 500 ㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場）のうち、バリアフリー法に基づく路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の割合。
- v 床面積 2,000 ㎡以上の特別特定建築物（病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合。
- vi 車両等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合等。①：鉄軌道車両のバリアフリー化率、②：バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップバスの導入率、③：適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④：タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数、⑤：旅客船のバリアフリー化率、⑥：航空機のバリアフリー化率。

## 6. 情報アクセシビリティ

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
-----	----------------	---------------------	-----

聴覚障害者情報提供施設	36 都道府県 (平成 24 年度)	43 都道府県	全都道府県 (平成 29 年度)
対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合 83.5% (平成 24 年度)	93.8%	100% (平成 29 年度)
	在京キー 5 局平均 93.3% (平成 24 年度)	99.0%	100% (平成 29 年度)
対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合 9.4% (平成 24 年度)	11.8%	10% (平成 29 年度)
	在京キー 5 局平均 4.3% (平成 24 年度)	8.4%	
	NHK教育 12.4% (平成 24 年度)	17.0%	15% (平成 29 年度)

注：「7. 安全・安心」、「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」、「9. 行政サービス等における配慮」及び「10. 国際協力」の各分野については、成果目標は設定されていない。

#### 12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

障害当事者、学識経験者等により構成される障害者政策委員会において、基本計画の実施状況の監視を行うこととしている。

#### 13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・ 障害者基本計画（第 3 次計画 平成 25 年度～平成 29 年度）
- ・ 障害者基本計画（第 3 次）の実施状況【平成 26 年度・平成 27 年度】

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/status\\_h26-27/jisshi-joukyou.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/status_h26-27/jisshi-joukyou.pdf)

(注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。

## 総合評価書要旨

### 1. 政策評価の対象とした政策

青年国際交流の推進

### 2. 評価対象期間

平成 25 年度から平成 29 年度まで

### 3. 政策の概要・目的

日本青年の海外派遣または外国青年の日本に招へい、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じて、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成や、戦略的重要国との関係強化と日本への理解・関心の向上を目指す。

### 4. 評価結果の概要

本施策については、全体的にその効果が表れるのは事業実施後 5～10 年以上の経過が必要と考えており、今回は、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行ったところ、計画されていた成果が順調に発現していると考えられる。

また、フォローアップ調査によると、国際的な人脈・ネットワークの広がりや、地域的な人脈・ネットワークの広がりについては、平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後）より平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後）が低かった。これは時間経過が影響しているのか、または参加年度の傾向か、今後原因が分析できるよう、引き続きサンプルの取り方を改善していく必要がある。

### 5. 今後の取組方針等

本施策の本評価としては、施策効果が十分に発現していると思込まれる平成 35 年度に評価の取りまとめを行うこととする。

## 総合評価書

<b>1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号）</b> 青年国際交流の推進					
<b>2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号）</b> 政策統括官（共生社会政策担当）			<b>3. 作成責任者</b> 参事官（青年国際交流担当） 中村かおり		
<b>4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号）</b> 平成 30 年 8 月（中間取りまとめ） ※平成 35 年度（取りまとめ）			<b>5. 評価対象期間</b> 平成 25 年度から平成 29 年度まで		
<b>6. 政策の概要</b> 日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じ、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の共同研修・交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、時代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。					
<b>7. 達成すべき目標</b> ①国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成 ②戦略的重要国との関係強化と日本への理解・関心の向上					
<b>8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）</b>					
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算額	1,173	1,351	1,412	1,406	1,410
執行額	1,200	1,352	1,381	1,398	—
<b>9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 項）</b> 内閣府青年国際交流事業に参加する日本青年は、事業への参加を通じてリーダーシップや異文化対応力といった能力を成長させ、事業で得た知見や人的ネットワークをいかして事業後にその成果を地域・国・世界に還元することが期待されている。 また、同事業に参加する外国青年については、人的交流を通じて我が国への理解・親しみを持ち、日本と諸外国との友好の架け橋となることが期待されている。 主に、こうした人材育成と外交への寄与の二面から、事業が総体としてどの程度効果を上げているかなどの評価を行うこととする。 この際、人材育成面については、事業参加から 5～10 年を経過した日本参加青年及び外国青年を対象として、その間、事業の経験を活用して社会の各分野でどのように活躍しているか、また周囲にどの程度の影響を与えたか（今後の参加が見込まれる青年への事業成果の伝達と参加促進、事業で得た知識や経験の地域・職域における共有・社会一般に対しての発信等）について、アンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。 また、外交面については、外国参加青年を対象として、対日感情や事業で培った人的ネットワークの維持の状況等に関するアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行う					

ことを想定している。

## 10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条1項4号）

### （1）政策効果の把握の手法

青年国際交流事業の各事業における参加青年に対するフォローアップ調査

### （2）分野別評価

#### I. 青年国際交流の推進

##### ① 目標・目的

子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）の記載を踏まえ、「国際化が進む社会の各分野で活躍できる青年の育成」を目標としており、その達成を図る主な指標等として、下記を掲げている。

- ・青年国際交流事業の各事業における参加青年に対する調査において、事業への参加がその後のキャリア形成において役割を果たしたと評価する者の割合
- ・青年国際交流事業参加後に社会貢献活動に関わっている事業参加者の割合
- ・青年国際交流事業参加後も事業に参加した外国青年等と交流が続いている事業参加者の割合

##### ② 分野別予算額・執行額の推移（単位 百万円）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	1,173	1,351	1,412	1,406	1,410
執行額	1,200	1,352	1,381	1,398	—

##### ③ 具体的施策

###### ・国際青年育成交流事業

皇太子殿下の御成婚を記念して1994年に開始した事業。バルト三国や中南米及びアジア諸国などに日本青年を派遣し、訪問国では現地青年との社会事情に関するディスカッション、企業等施設訪問及びホームステイを行う。また帰国後は、日本に招へいされた外国青年と一同に会して国際青年交流会議に参加し、3日間にわたる外国青年とのディスカッションを通じて、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を高める。

（参加人数：日本青年約40名・外国青年約50名、対象年齢：18～30歳）

###### ・日本・中国青年親善交流事業

1978年の日中平和友好条約の締結を記念し、1979年から開始された日中両国政府による共同事業。文化紹介やホームステイを通じた交流とともに、ビジネス環境・就職・ボランティアの状況などについて、両国の共通点や相違点などを掘り下げて考える機会ともなる大学生との意見交換、グローバルに飛躍を

とげる中国の先進企業訪問、起業をめぐるビジネス制度等に関連する施設の訪問等を行う多彩なプログラム。

(参加人数：日本青年約 25 名・中国青年約 25 名、対象年齢：18～30 歳)

・日本・韓国青年親善交流事業

1984 年の日韓両国首脳会談における共同声明の趣旨を踏まえ、1987 年から開始された日韓両政府による共同事業。文化紹介やホームステイを通じた交流、地球環境、文化、教育、社会福祉等の各種施設、先進企業の訪問やディスカッション等を行う。これらを通じて、日韓関係の将来に向けたありようについて踏み込んで考え、どのような領域で青年たちが東アジア地域の発展に貢献できるのかを考えてゆく機会ともなる。また、日本に招へいした韓国青年と日本青年との合宿文化交流会等を行っている。

(参加人数：日本青年約 25 名・韓国青年約 25 名、対象年齢：18～30 歳)

・東南アジア青年の船事業

1974 年に開始したわが国と ASEAN 諸国との共同事業。ASEAN10 か国の青年と船内等で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流を行う。東南アジア各国から選びぬかれた青年とのネットワークを構築するとともに、アジア地域の未来を担う人材の育成を図る。

(参加人数：日本青年約 40 名・外国青年約 300 名、対象年齢：18～30 歳)

・世界青年の船事業

1967 年度開始の「明治百年事業」にルーツがある事業。毎年異なる世界 10 か国から集まった外国青年と船内等で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流を行う。プロジェクトマネジメントや異文化対応を、理論・実践の両面で強化することに重点をおいた事業。

(参加人数：日本青年約 120 名・外国青年約 120 名、対象年齢：18～30 歳)

等

④ 政策効果の発現状況

○事業参加経験をキャリア形成に役立てた

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 71.7%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 72.9%

○事業参加経験をきっかけに、社会貢献（ボランティア等）に取り組むようになった青年の割合

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 71.7%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 69.2%

○国際的な人脈・ネットワークが広がった青年

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 88.6%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 98.5%

※いずれも、「①そう思う」、「②ややそう思う」、「③どちらでもない」、「④あまりそう思わない」、「⑤そう思わない」との質問に対し、①、②と答えた青年の割合

#### ⑤ 政策に対する評価

主な指標として掲げている事項について、事業参加青年を対象に行ったフォローアップ調査の結果を見る限りでは、計画されていた成果が順調に発現していると考えられる。引き続き、取りまとめ（平成 35 年度）に向けて成果の発現状況を見ていきたい。

※本施策については、中間取りまとめとして、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行った。

### 11. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号）

- ・本施策については、全体的にその効果が表れるのは事業実施後 5～10 年以上の経過が必要と考えており、今回は、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行ったところ、計画されていた成果が順調に発現していると考えられる。
- ・また、フォローアップ調査によると、国際的な人脈・ネットワークの広がりや、地域的な人脈・ネットワークの広がりについては、平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後）より平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後）が低かった。これは時間経過が影響しているのか、または参加年度の傾向か、今後原因が分析できるよう、引き続きサンプルの取り方を改善していく必要がある。
- ・本施策の本評価としては、施策効果が十分に発現していると思込まれる平成 35 年度に評価の取りまとめを行うこととする。

### 12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

### 13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・平成 27 年青年国際交流事業の効果検証に関する検討会 報告（平成 27 年 7 月）  
[http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu\\_kenshou/pdf/houkokusho.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/houkokusho.pdf)
- ・平成 28 年青年国際交流事業の効果検証に関する検討会 報告（平成 28 年 8 月）  
[http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu\\_kenshou/pdf/houkokusho.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/houkokusho.pdf)  
[http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu\\_kenshou/pdf/houkokusho.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/houkokusho.pdf)
- ・平成 29 年青年国際交流事業に関する検討会報告書（平成 29 年 7 月）  
[http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu\\_kenshou/pdf/houkokusho.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/houkokusho.pdf)
- ・内閣府青年国際交流事業既参加日本青年フォローアップ調査報告書（平成 29 年度）

（注）「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。